

秋田県総合評価落札方式（建設工事）運用の手引きの改正について

1 主な改正理由と内容

- ・評価基準の適正化及びより適正な運用を図るため、「施工計画型」「技術提案型」の適用範囲を改正。
- ・発注標準額の変更に伴い、「企業実績評価型」の適用範囲を改正。
- ・最新の取り組み（建設キャリアアップシステム（CCUS）の原則活用）等を反映し、実績等評価項目を一部改正。

2 適用期日

令和8年2月1日以降に入札公告を行う建設工事について適用する。

秋田県総合評価落札方式(建設工事)運用の手引き 令和7年度(R8.2.1~)改正

■技術提案等を求める評価タイプ(施工計画型、技術提案型)及び企業実績評価型の適用範囲を改正

改正項目	改正内容
・施工計画型、技術提案型の適用範囲について、技術特性に応じた適切な評価タイプを選定するため、適用範囲を改正。 (運用の手引き P1~P2)	●「施工計画型」「技術提案型」について、技術特性に応じて、適用する評価タイプを選定する基準へ改正。 特に技術提案型においては、5億円以上であっても「施工計画型」が適している工事があることを踏まえ、より柔軟な運用とするため、 <u>いずれの型においても適用範囲を「2億円以上」</u> とする。
・企業実績評価型の適用範囲について、発注標準額の変更に伴う改正。 (運用の手引き P1~P2)	●「企業実績評価型」の適用範囲について、発注標準額の変更に伴い、改正する。 ・I型: 請負対応額が4千万円以上 → <u>5千万円以上</u> ・II型: 請負対応額が4千万円未満 → <u>5千万円未満</u> ・企業チャレンジ型: 請負対応額が <u>4千万円以上</u> 1億円未満 → <u>5千万円以上</u> 1億円未満

■実績等評価項目について

改正項目	改正内容	改正後評価基準・配点
4. 適切な就労環境への取組 (項目の削除)	・建設キャリアアップシステム(CCUS)を令和8年2月1日から原則適用(建設部)とすることから、評価項目「4. 企業の適切な就労環境への取組」の「企業におけるCCUS事業者登録の有無」及び「当該工事におけるCCUS活用の有無」が不要となるため、これらの項目を削除する。 ・「企業におけるパートナーシップ構築宣言の公表の有無」については、「10. 企業の賃金水準向上に向けた取組」に移行する。	○評価項目の削除又は移行 (旧) 2.5点 → (新) -
9. 企業の賃金水準の向上に向けた取組 (運用の手引き P39-43)	・「企業におけるパートナーシップ構築宣言※1の公表の有無」を移行する。 ・既に給与等が高水準に達しており、増加余地の少ない企業を評価するため、「令和7年一人当たり給与等支払額」が全国平均を超えている企業を評価する。 また、従来からの評価項目である給与等受給者一人当たりの平均受給額の増加率(大企業又は中小企業等)2項目に上記を加え、計3項目より、 <u>いずれか1つを選択することとする</u> 。 なお、「令和7年一人当たり給与等支払額」については、県内企業(県内本店)のみを対象とし、準県内企業は対象外とする。	○評価項目の移行 ・「企業におけるパートナーシップ構築宣言の公表の有無」 (新) 0.5点 ○評価項目の追加 ・「令和7年一人当たり給与等支払額」 (新) 2.0点
6. 企業の特定工事の受注実績 (運用の手引き P32)	・近年、毎年大規模な災害は発生しており、災害復旧工事はその他の工事と比較して入札不調・不落が非常に多くなっている。 また、今後も災害復旧工事の発注が多くあることから、実績数及び配点を改正する。	○配点の改正 (旧) 3件以上 : 2.0点 1件以上3件未満 : 1.0点 上記以外 : 0.0点 (新) 5件以上 : 3.0点 4件 : 2.5点 3件 : 2.0点 2件 : 1.5点 1件 : 1.0点 上記以外 : 0.0点
4-2. 主たる営業所の所在(法面) (運用の手引き P29)	・法面工事の入札参加資格要件の改正※2に伴い、評価項目における予定価格部分を改正する。 法面工事 「予定価格4千万円以上」 → <u>「予定価格1億円以上」</u> 「予定価格4千万円未満」 → <u>「予定価格1億円未満」</u>	○予定価格部分のみ改正となるため、評価基準や配点の改正は無し。